

平成29年8月28日

森林経営課

最終改正

令和5年3月22日

# 宮崎県伐採及び伐採後の造林の届出及び森林の状況報告 に関する事務処理等マニュアル

## 第1 趣旨

この事務処理等マニュアルは、市町村における森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採等届出」という。）、同法第10条の8第2項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書（以下「状況報告書」という。）及び林野庁が定める「伐採及び伐採後の造林の届出制度市町村事務処理マニュアルについて」（以下「国マニュアル」という。）に係る事務に必要な事項を定め、もって、伐採等の実態を的確に把握し、適正な森林施業の実施や誤伐及び盗伐の防止を図る。

## 第2 伐採等届出の事務処理

- 1 市町村は、国マニュアル及び当マニュアルを参考に事務取扱要領等を定め、森林所有者や伐採事業者等に確認事務や必要書類等を周知し、適正に伐採等届出の事務処理を行うものとする。
- 2 伐採等届出は「伐採及び伐採後の造林の届出書 記載例」（様式第1号）を参考に様式を規定し提出させるものとする。
- 3 伐採等届出に添付する書類は、次の表のとおりとする。

	添付書類	備考
1	伐採及び伐採後の造林の届出書チェックリスト（必須）	<b>【項目】</b> ①届出を要する森林か否か ②森林整備事業委託の有無 ③伐採の目的 ④届出者の有する伐採及び伐採後の造林に関する権原の確認 ⑤記載漏れの確認 ⑥市町村森林整備計画に記載されている事項 ⑦添付書類 ⑧注意事項

2	<p>森林の位置図及び区域図 【必須】</p>	<p>位置図（森林の位置を特定できる図面）、区域図（森林計画図、不動産登記法第14条第1項に規定する地図、空中写真等に森林の外縁を明示した図面等）。</p>	<p>区域図により森林の位置を特定できる場合には、位置図と区域図を兼ねることができる。</p>
3	<p>主伐の場合には、搬出経路等を示した図面 【必須】</p>	<p>搬出計画図（別図3参照）</p>	<p>ただし、搬出計画図は、「2森林の位置図及び区域図」に林道、作業道、搬出道及び土場等を明記できる場合は、提出を省略できる。</p>
4	<p>届出者の確認書類 【必須】</p>	<p>法人である場合、当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む、原則、発行から3か月以内のもの）等。 法人でない団体である場合、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類等。 個人である場合、住民票の写し（原則、発行から3か月以内のもの）もしくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類。</p>	<p>伐採をする者と伐採後の造林の権原を有する者等が、連名で届出書を提出する場合には、それぞれに確認書類が必要。</p>
5	<p>他法令の許認可の確認書類 【必須】</p> <p>（他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合）</p>	<p>申請中（又は申請前）の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日（又は申請予定時期）を記載した書類とし、様式は任意。 既に処分があったものについては、当該処分を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写し。</p>	

6	<p>土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含み、森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原の確認書類）</p> <p>【必須】</p>	<p>土地の登記事項証明書、土地の売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、固定資産税納税通知書等。</p> <p>口頭契約で森林の土地の売買契約が締結されたため書類が存在しない場合や、累次に渡り締結している売買契約等のため、林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面を添付。</p>	
7	<p>伐採の権原の確認書類</p> <p>【必須】</p> <p>（届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合）</p>	<p>立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、伐採に係る同意書・承諾書、伐採に係る受委託契約書等やその写し。</p> <p>口頭契約で立木売買契約が締結されたため書類が存在しない場合や、累次に渡り締結している売買契約等のため、伐採の権原を証する書類の添付が困難な場合には、伐採権原に関する状況を記載した書面を添付。</p>	
8	<p>隣接森林との境界確認に関する確認書類</p> <p>【必須】</p>	<p>境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類、現地立会写真等。</p> <p>隣接森林所有者と連絡がつかない場合など特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書面を添付。</p> <p>添付する境界確認の書類には、「境界に係る争いについては、届出者の責任において対応する」と記載する。</p>	<p>届出者が国や地方公共団体、独立行政法人である場合、また、誓約書等の添付により伐採開始時まで境界確認を行うことを明らかにした場合は省略できる。</p> <p>ただし、届出者が伐採に係る指導等を受けていた場合（他の市町村において行政処分等を受けていた場合を含む）は省略できない。</p> <p>（※1、※2）</p>

9	地元や関係団体、関係施設管理者との協議に関する確認書類 ・地元自治会 ・土地改良区、水利組合、施設管理者等	協議書、承諾書等	市町村長が認める場合は省略可
10	その他、市町村長が必要と認める書類	誓約書等	

※1 指導等とは、市町村から立木の伐採に係る、文書による指導、勧告又は命令とし、口頭のみでの指導は対象外。

※2 指導等を受けていた場合の対象期間は、伐採等届出受理日から過去3年とする。

4 市町村は、伐採の計画及び造林の方法が市町村森林整備計画に適合するときは、適合通知書を、伐採の目的が、森林以外の用途へ転用を行うものである場合には、伐採を行い転用しなかったときの造林の計画及び届出内容を審査し、隣接する森林も含めて開発が行われる面積が全体1ヘクタールを超えないこと確認の上（太陽光発電施設の設置を目的とする場合は0.5ヘクタールを超えないこと）、確認通知書を届出者に送付するものとする。

### 第3 伐採等届出の変更届出に係る事務処理

- 1 市町村は、伐採等届出の記載内容に変更が生じた場合には、「伐採等届出に係る変更届出書 記載例」（様式第2号）を参考に、速やかに提出させるものとし、受理した変更の伐採等届出は、当マニュアル第2に準じて処理するものとする。
- 2 伐採等届出の記載と異なる地番を伐採する場合（伐採箇所と隣接地である場合も含む）は、新たに伐採等届出を提出するものとする。

### 第4 伐採届旗の交付、掲揚、期間

- 1 市町村は、伐採等届出の提出があり、市町村森林整備計画に即した内容である場合は、伐採届旗（別図1）を交付する。  
なお、森林法第15条の森林経営計画に係る森林の伐採等の届出（森林経営計画認定森林）の伐採については、伐採箇所の所在する市町村が、森林所有者（認定請求者）からの「伐採届旗交付申請書 記載例」（様式第3号）の提出に基づき交付するものとする。
- 2 伐採届旗の交付は、伐採等届出又は伐採届旗交付申請書に対し、全ての皆伐の場合とする。ただし、皆伐以外の伐採箇所の状況等により交付が必要と認められるものについては、この限りでない。
- 3 適合通知又は、確認通知を受領した申請者は、伐採を開始するにあたり、伐採する森林に交付のあった伐採届旗を周辺から分かりやすい場所に掲揚するものとする。

なお、市町村は、伐採届旗の近くに、市町村名、申請者の氏名又は会社名、適合通知番号、伐採面積及び伐採期間等を記載した標識（別図2）を設置するよう指導する。

- 4 伐採等届出者及び伐採等届出交付申請者は、設置された伐採届旗を、伐採終了後、再造林又は天然更新が完了するまで掲揚しておくこととし、紛失又は破損防止に努めるものとする。

## 第5 状況報告の事務処理

- 1 市町村は、伐採が完了した場合には、「伐採に係る森林の状況報告書 記載例」（様式第4号）、再造林又は天然更新が完了した場合には、「伐採後の造林に係る森林の状況報告書 記載例」（様式第5号）を参考に速やかに報告するよう指導するものとする。
- 2 伐採に係る森林の状況報告書における、伐採跡地の確認は、森林所有者（造林する者）又は造林作業を委託された者（以下、森林所有者等とする。）が行うものとする。市町村は、伐採跡地の確認がなされていない場合には、報告者に対し、森林所有者等による確認を求めるよう促し、それでも確認がされない場合には、森林所有者等に連絡し、確認を促すものとする。

### 附則

この事務処理等マニュアルは、平成29年8月28日から施行する。

### 附則

この事務処理等マニュアルは、平成31年4月1日から施行する。

### 附則

この事務処理等マニュアルは、令和3年3月8日から施行する。

### 附則

この事務処理等マニュアルは、令和4年4月1日から施行する。

### 附則

この事務処理等マニュアルは、令和5年4月1日から施行する。

伐採及び伐採後の造林届出書 (様式第1号)

伐採及び伐採後の造林の届出書

様式は正しいか？  
記載漏れはないか？

伐採の始期の 30~90 日前で  
提出する

届出人の氏名・住所が正確  
に記載する。

年 月 日

市町村長 殿  
伐採を行う森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

※必須

森林所有者 住 所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 〇〇 〇〇  
電話番号  
伐採する者 (立木を伐採する権原を有する者)  
住 所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 △△(株)  
電話番号  
伐採後の造林をする者 (造林する権原を有する者)  
住 所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 〇〇 〇〇  
電話番号

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

「伐採する者」と「伐採後の造林する者」が異なる場合、連名で提出する。  
多くの場合、「森林所有者」と「伐採後の造林する者」は、同一。  
法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入する。

※市町村長が必要と判断する場合

仲介業者及び伐採事業者 (立木を伐採する権限を有しない者)  
住 所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 □□林業(株)  
電話番号

伐採届出を仲介業者及び立木の伐採する権原を有しない伐採事業者が作成している場合に必要。  
法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入する。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である (のうち) 〇〇が所有する立木 (又は長期受委託契約に基づき△△が所有する立木) を伐採するものです。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			
林小班 ( )				

①伐採箇所ごとに届出書を作成する。  
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。  
③必要に応じて届出に係る区域を示す図面を添付する。

林小班を記入する

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

①森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別等を記載する。  
②合法性等の証明の希望の有無について記載する (任意)  
(転用の場合「確認通知書」、それ以外は「適合通知書」。

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。

(別添)

## 伐採計画書

伐採する者（立木を伐採する権原を有する者）

住所 宮崎市〇〇

届出人氏名 △△(株)

電話番号

伐採の計画は、市町村森林整備計画の定める標準的な方法に適合していること。

小数第2位まで記載し、第3位で四捨五入する

### 1 伐採の計画

伐採面積	5.00 ha（うち人工林 5.00ha、天然林 ha）		
伐採方法	主伐（皆伐）・択伐・間伐	伐採率	100 %
作業委託先	〇〇〇林業(株)		
伐採樹種	スギ、クヌギ		
伐採齢	スギ：45年、38～52年、クヌギ：20年		
伐採の期間	令和4年8月1日～令和4年12月25日		
集材・搬出方法	車両系(集材路)・架線系・その他（ ）		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 2.0 m ・ 延長 600 m		

立木材積による伐採率を記載する。

伐採する森林が異なる林齢の場合、伐採する立木の内、最も多いものの林齢を記入し、最低林齢及び最高林齢を「(〇～〇)」のように記載する。

①始期は届出年月日以降30～90日とする。  
②伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に伐採の計画を記載する。

### 2 備考

--

### 注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ（アカマツ及びクロマツをいう。）、その他の針葉樹、ブナ、クヌギ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇～〇)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

# 造林計画書

伐採後の造林をする者（造林する権原を有する者）

住所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 〇〇 〇〇  
電話番号

届出の伐採方法が  
間伐の場合、  
造林計画書は不要

## 1 伐採後の造林の計画

### (1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	5.00 ha
人工造林による面積 (A + B)	4.50 ha
植栽による面積 (A)	4.50 ha
人工播種による面積 (B)	0.00 ha
天然更新による面積 (C + D)	0.50 ha
ぼう芽更新による面積 (C)	0.40 ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ( ) ・なし
天然下種更新による面積 (D)	0.10 ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ( ) ・なし

①伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致するよう記載する。(伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。)

②市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ適度な更新が困難な森林」又は「木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林」の場合、人工造林を計画する。

③伐採跡地が確実に更新される方法が選択する。

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合する期間を記載する。  
皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内。  
択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間。

複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載されているか？

植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合するよう記載する。

### (2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	R5.3.1~ R5.4.30	スギ	4.50 ha	11,250 本	▽▽森林組合	防護柵の設置
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	R5.4.1~ R10.3.31	クヌギ(ぼう芽更新)	0.40 ha	/	/	-
		その他広葉樹	0.10 ha			
5年後において 適確な更新が なされない場合	R10.4.1~ R11.3.31	クヌギ	0.50ha	1,500 本	/	防護柵の設置

### (3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合するよう記載する。(伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内)

## 2 備考

①天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合は、本欄を全て記載する。  
②5年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から2年以内に造林する計画を記載する。

①伐採後の用途が森林以外(転用)である場合、その用途を記載する。  
②転用面積は1ha以下とする(転用面積が1haを超える場合は、県への林地開発の許可申請が必要)。ただし、太陽光発電施設の設置を目的とする場合の転用面積は0.5ha以下とする(転用面積が0.5haを超える場合は、県への林地開発の許可申請が必要)。



#### 注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

## 伐採及び伐採後の造林の届出書 チェックリスト①

①届出を要する森林か否か		確認 (チェック)	確認事項
a	5条森林(地域森林計画の対象となっている民有林)		届出は必要ですが、以下の場合は不要または別の届出となります。
b	保安林または保安施設地区内における伐採の場合		主伐(皆伐・択伐)、間伐の場合は県へ申請・届出
c	森林経営計画対象森林区域内に伐採の場合		森林経営計画に係る伐採届出【事後届出(15条)】が必要
d	森林病虫害等防除法、道路法、航空法による伐採の場合		届出不要
e	森林法に基づく開発行為の許可を受けた伐採の場合		届出不要(許可を要しないまたは林地開発協議に係る案件は必要)

②森林整備事業委託の有無		確認 (チェック)	確認事項
a	森林組合及び林業事業者等へ森林施業委託有り		森林経営計画に係る伐採届出【事後届出(15条)】
b	森林組合及び林業事業者等へ森林施業委託無し		
c	過去5年以内の造林補助金の受給の有無(皆伐の場合)		補助金(主に間伐、防護柵)の受給がある場合は、補助金を返還

③伐採の目的		確認 (チェック)	確認事項
a	伐採後更新		
b	伐採後森林以外に転用		
c	転用面積が1ha以下(太陽光発電施設の設置を目的とする場合は0.5ha以下)		届出に記載
d	転用面積が1haを超える(太陽光発電施設の設置を目的とする場合は0.5haを超える)		県に林地開発許可を申請(①のe参照)

④届出者の有する伐採及び伐採後の造林に関する権原の確認		確認 (チェック)	確認事項
a	伐採と伐採後の権原を有する者が同一(伐採する者と伐採後の造林を行う者が同一)		届出者は森林所有者または経営の受託者となる
b	伐採と伐採後の権原を有する者が異なる(伐採する者が立木買受者である)		連名による届出となる

⑤記載漏れの確認		確認 (チェック)	確認事項
a	届出年月日		
b	届出人		
c	住所		
d	氏名		
e	森林の所在場所(市町村、大字、字、地番)		
f	伐採面積(ha単位、小数第2位)		
g	伐採の方法(主・間伐別、伐採種別【主伐は、皆伐または択伐】、伐採率【立木材積】)		
h	作業の委託先		
i	伐採樹種		
j	伐採齢		
k	伐採の期間(1年を超える場合は年次計画添付)		届出年月日以降の30～90日の範囲内が伐採開始時期
l	伐採後の造林の方法(植栽、天然更新等)		
m	天然更新の場合は造林作業の有無		
n	伐採後の造林の期間(期間の始期及び終期)		以下の⑥-cの確認による
o	伐採後の造林樹種(複数樹種の場合は樹種ごと)		
p	伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積(樹種ごとの面積)		
q	伐採後の植栽する樹種別の植栽本数(樹種ごとの本数)		以下の⑥-cの確認による
r	伐採跡地の用途(森林以外の用途に供される場合のみ)		
s	備考(合法性等の希望の有無)		
t	法令の制限事項		
u	集材・搬出方法、集材路等の敷設の有無		
v	更新補助作業の種類 他		

## 伐採及び伐採後の造林の届出書 チェックリスト②

⑥〇〇〇市町村森林整備計画に記載されている事項		確認 (チェック)	確認事項
a	届出年月日		
b	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林		〇〇〇市町村ホームページ林務課の「図化マップ」を参照
c	造林の期間		人工造林の場合伐採終了年度の翌年度より2年間、天然更新の場合は翌年度より5年間
d	植栽本数その他造林の標準的な方法		1haあたりの植栽本数 〇〇〇〇～〇〇〇〇本
e	その他		

⑦添付書類		確認 (チェック)	確認事項
a	森林の位置図及び区域図		位置図、字図、地積図、森林簿、森林計画図(赤線で囲む)
b	主伐の場合、搬出経路等を示した図面		搬出計画図
c	届出者の確認書類(届出者が連名の場合はそれぞれに必要な)		登記事項証明書、団体の組織及び運営を定め書類、住民票、マイナンバーカード、運転免許証等
d	他法令の許認可関係書類		許認可の申請状況を記載した書類、行政庁が発行した証明書、許認可の写し等
e	森林の土地の所有権(又は伐採後の造林をする権原)の確認書類		土地の登記事項、土地の売買契約者、遺産分割協議書、贈与契約書、固定資産税納税通知書、権原に関する状況を記載した書面(口頭契約時等)等
f	伐採の権原関係書類		立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、伐採権原に関する状況を記載した書面(口頭契約時等)等
g	隣接森林との境界関係書類		境界確認に立ち会った者の氏名や日時など境界確認時の状況を記載した写真、現地立会写真等
h	地元や関係団体、関係施設管理者との協議(地元自治会、土地改良区、水利組合、施設管理者等)に関する確認書類		協議書、承諾書等
i	宅地など開発に伴う伐採で、伐採後林地でなくなる場合		開発の全体計画のわかる図面
j	伐採が2年以上にまたがって行われる場合		年次別計画(位置図で年次ごとの伐採箇所がわかるようにする)

⑧注意事項		確認 (チェック)	確認事項
a	届出書提出後に内容が変更した場合		
b	届出者や伐採者が変わる		
c	伐採箇所が変わる		
d	伐採、あるいは開発する面積が変わる		
e	伐採の方法が変わる(択伐を皆伐にする等)		
f	伐採だけの予定が開発を行うこととなった		
g	伐採する木の種類や林齢が違っていた		
h	伐採跡地の用途が変わる		
i	伐採後の造林の方法や期間、造林樹種などが変わる等		

⑨その他の事項		確認 (チェック)	確認事項
a	過去3か年間において、伐採及び伐採後の造林の届出に関する森林法等の違反をしていない		
b	違反している場合：刑確定日( 年 月 日)		
c	過去3か年間において、伐採及び伐採後の造林の届出に関する行政指導を受けていない		県内他市町村を含む
d	行政指導を受けている場合：( 年 月 日)		県内他市町村を含む

伐採及び伐採後の造林の届出書 チェックリスト③  
【伐採及び集材について】

I 伐採の方法及び区域の設定		確認 (チェック)
a	伐採と造林の一貫作業の導入を検討する。	<input type="checkbox"/>
b	林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用する。	
c	伐採する区域の明確化を行う。	
d	林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定する。	
e	伐採が大面積にならないよう、伐採の空間的・時間的な分散を検討する。	
II 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設		確認 (チェック)
a	集材路・土場の作設は必要最小限にする。	<input type="checkbox"/>
b	地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。	
c	土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。	
d	現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。	
e	集材路の線形は、極力等高線に合わせる。	
f	ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。	
g	集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。	
h	集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。	
i	伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。	
j	伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。	
III 人家、道路、取水口周辺等での配慮		確認 (チェック)
a	集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。	<input type="checkbox"/>
b	水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	
IV 生物多様性と景観への配慮		確認 (チェック)
a	希少な野生生物の生息を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。	<input type="checkbox"/>
b	集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	

V 切土・盛土		確認 (チェック)
a	集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。	<input type="checkbox"/>
b	切土高を低く抑える。盛土はしっかり絞め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。	
c	残土が発生した場合には、溪流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	
VI 路面の保護と排水の処理		確認 (チェック)
a	雨水による路面の洗掘・崩壊を避けるための対策を講じる。	<input type="checkbox"/>
b	路面の排水は、浸食されにくい箇所でごまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	
VII 溪流横断箇所の処理		確認 (チェック)
a	溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないように対策を講じる。洗い越しする場合は、横断箇所集材路の路面を一段下げる。	<input type="checkbox"/>
b	洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	
VIII 作業実行上の配慮		確認 (チェック)
a	集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間しようしない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝葉を敷設する等の措置を講じる。	<input type="checkbox"/>
b	降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。	
c	伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払う。	
d	伐採後の植栽作業を想定して枝葉等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。	
e	枝葉等が溪流に流出しないよう対策を講じる。	
f	天然更新を予定している区域では、枝葉等が天然更新の妨げとならないように留意する。	
IX 事業実施後の整理		確認 (チェック)
a	枝葉等を伐採現場に残す場合は、溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。	<input type="checkbox"/>
b	集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、清切り等の排水処置を行う	
c	伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝葉等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。	

伐採等届出に係る変更届出書 (様式第2号)

伐採等届出に係る変更届出書

変更が判明した日以降の  
期日を記載。

年 月 日

市町村長 殿

森林所有者 住 所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 〇〇 〇〇  
電話番号

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

伐採する者 (立木を伐採する権原を有する者)

住 所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 △△(株)  
電話番号

「伐採する者」と「伐採後の造林する者」が異なる場合、連名で提出する。  
多くの場合、「森林所有者」と「伐採後の造林する者」は、同一。  
法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入する。

伐採後の造林をする者 (造林する権原を有する者)

住 所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 〇〇 〇〇  
電話番号

※市町村長が必要と判断する場合

仲介業者及び伐採事業者 (立木を伐採する権限を有しない者)

住 所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 □□林業(有)  
電話番号

伐採届出を仲介業者及び立木の伐採する権原を有しない伐採事業者が作成している場合に必要。  
法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入する。

〇〇年〇〇月〇〇日に届け出た下記の伐採届に関し、変更がありましたので届け出ます。

1 伐採届内容

適合通知の文書番号及び日付	
森林の所在場所	
伐採面積	
伐採期間	

2 変更の内容

変更する内容の項目を記載する。  
伐採面積、伐採期間、申請者等。  
詳細の数量や期間は、伐採計画書(変更)及び  
造林計画書(変更)に記載する。

3 伐採及び伐採後の造林の計画  
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

4 変更の理由

変更理由を記載する。

(別添)

### 伐採計画書(変更)

伐採する者(立木を伐採する権原を有する者)

住所 宮崎市〇〇

届出人氏名 △△(株)

電話番号

伐採の計画は、市町村森林整備計画の定める標準的な方法に適合していること。

小数第2位まで記載し、第3位で四捨五入する

#### 1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材・搬出方法	車両系(集材路)・架線系・その他( )		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m	延長 m	

立木材積による伐採率を記載する。

伐採する森林が異なる林齢の場合、伐採する立木の内、最も多いものの林齢を記入し、最低林齢及び最高林齢を「(〇~〇)」のように記載する。

伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に伐採の計画を記載する。

#### 2 備考

--

#### 注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ(アカマツ及びクロマツをいう。)、その他の針葉樹、ブナ、クヌギ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇~〇)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

### 造林計画書(変更)

伐採後の造林をする者(造林する権原を有する者)

住所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 〇〇 〇〇  
電話番号

#### 1 伐採後の造林の計画

##### (1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他( )・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他( )・なし

①伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致するように記載する。(伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。)

②市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ適度な更新が困難な森林」又は「木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施策が可能な森林」の場合、人工造林を計画する。

③伐採跡地が確実に更新される方法が選択する。

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合する期間を記載する。  
皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内。  
択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間。

複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載されているか？

植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合するように記載する。

##### (2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)						
5年後において適確な更新がなされない場合						

市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合するように記載する。(伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内)

①天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合は、本欄を全て記載する。  
②5年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から2年以内に造林する計画を記載する。

##### (3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

①伐採後の用途が森林以外(転用)である場合、その用途を記載する。  
②転用面積は1ha以下とする(転用面積が1haを超える場合は、県への林地開発の許可申請が必要)。ただし、太陽光発電施設の設置を目的とする場合の転用面積は0.5ha以下とする(転用面積が0.5haを超える場合は、県への林地開発の許可申請が必要)。

#### 2 備考

#### 注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。



伐採届旗交付申請 (様式第3号)

伐採届旗交付申請書

伐採の始期の 30~90 日前で提出する  
年 月 日

市町村長 殿

森林所有者 住所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 〇〇 〇〇  
電話番号  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

伐採する者 (立木を伐採する権原を有する者)  
住所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 △△(株)  
電話番号

伐採後の造林をする者 (造林する権原を有する者)  
住所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 〇〇 〇〇  
電話番号

※市町村長必要と判断する場合

仲介業者及び伐採事業者 (立木を伐採する権限を有しない者)  
住所 宮崎市〇〇  
届出人氏名 □□林業(有)  
電話番号

伐採届出を仲介業者及び立木の伐採する権原を有しない伐採事業者が作成している場合に必要。法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入する。

森林経営計画認定森林の伐採を行うので、宮崎県伐採及び伐採後の造林の届出及び森林の状況報告に関する事務処理等マニュアル第4の2の規定により、交付申請書を提出します。

1 交付枚数 ( ) 枚

交付枚数は、伐採箇所 1 箇所あたり 1 枚とする。

2 伐採箇所

認定番号	森林の所在				伐採面積	伐採樹種	伐採の期間	備考
	市町村	大字	字	地番				

交付対象は、森林経営計画の伐採計画のうち、全ての皆伐を対象とする。

森林経営計画の写しを提出すること。

3 備考

別図 1



別図 2

伐採等届出	
箇所名	〇〇市 大字△△ 字□□ ●●-▲▲
申請者氏名 又は 会社名	〇〇 〇〇 又は △△(株)
合法木材供給事業者認定番号	
適合通知番号	
伐採面積	〇〇.〇〇ha
伐採期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
造林の方法	人工造林 又は 天然更新
造林の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

伐採に係る森林の状況報告書 (様式第4号)

伐採の期間の末日の30日以内に提出する。

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

伐採した者 (立木を伐採する権原を有する者)

住所 宮崎市〇〇

届出人氏名 △△(株)

電話番号

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

届出の伐採方法が間伐の場合、状況報告書は不要

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市 郡	町 村	大字	字	地番
林小班 ( )				

複数地番にまたがる場合は、該当するすべての地番を記載する。

2 伐採の実施状況

全ての地番の合計面積を記載する。

伐採面積	5.00 ha (うち人工林 4.50 ha、天然林 0.50 ha)		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	100%
作業委託先	◇◇林業(株)		
伐採樹種	スギ、クヌギ		
伐採年齢	スギ: 45年、38~52年 クヌギ: 20年		
伐採の期間	令和4年8月1日 ~ 令和4年12月20日		
集材・搬出方法	車両系(集材路)・架線系・その他 ( )		
集材路の新設 幅員・延長	有 (幅員 2.0 m ・ 延長 500 m) 無		

3 森林所有者 (造林する者) 又は造林作業を委託された者の伐採跡地確認実施状況

現地確認の有無	有 (令和4年12月26日実施) ・ 無
確認者氏名	▽▽森林組合 林業 太郎 (造林作業を委託された者)
備考	

森林所有者 (造林する者) 又は造林作業を委託された者が確認を行う。

4 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ (アカマツ及びクロマツをいう。)、その他の針葉樹、ブナ、クヌギ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採年齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇~〇)」のように記載すること。

伐採後の造林に係る森林の状況報告書 (様式第5号)

造林の期間の末日から 30 日以内 に提出する。

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

伐採後の造林をした者 (造林する権原を有する者)

住所 宮崎市〇〇

届出人氏名 〇〇 〇〇

電話番号

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

届出の伐採方法が間伐の場合、状況報告書は不要

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当するすべての地番を記載する。

市郡	町村	大字	字	地番
林小班 ( )				

2 伐採後の造林の実施状況

	人工造林	天然更新
造林の方法	植栽・人工播種・その他 ( )	萌芽・天然下種・その他 ( )
造林(更新)期間	R 5年 4月 1日 ～ R 5年 4月 30日	年 月 日 ～ 年 月 日
造林樹種	スギ 4.50 ha ( 11,250 本)	ha ( 本)
樹種別面積・本数	ヒノキ — ha ( — 本)	ha ( 本)
	ha ( 本)	ha ( 本)
	ha ( 本)	ha ( 本)
	ha ( 本)	ha ( 本)
作業委託先	▽▽森林組合	
鳥獣害対策	防護柵を設置	

4 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ (アカマツ及びクロマツをいう。) 、その他の針葉樹、ブナ、クヌギ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること

別図3 搬出計画図（例）

